

# 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律

## 政策の効果等

### 評価の目的

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律附則第2条に「法施行後5年経過した場合（平成24年度）において、法の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」旨の規定があるため、平成23年度中に政策レビューを実施して総合的な評価を行うこととした。

### 評価の視点

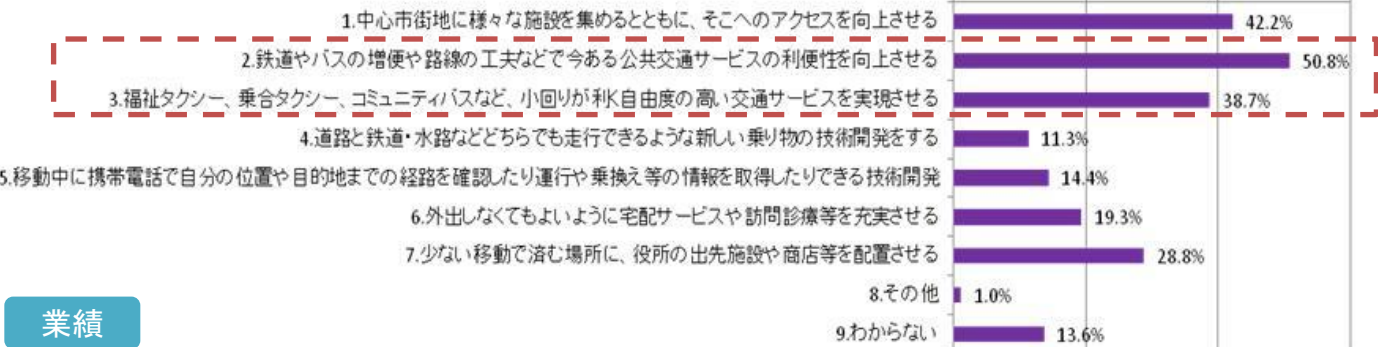
- ①地域の関係者による地域公共交通に関する総合的な計画（地域公共交通総合連携計画）の策定を通じて地域公共交通の活性化・再生を促す本政策は、必要・妥当であったか。（必要性・妥当性）
- ②連携計画の策定は進んでいるか。（業績）
- ③本制度を活用する地方公共団体、交通事業者等がどう評価しているか。（成果）
- ④策定された計画に基づく施策の実施が、集客効果等地域公共交通の維持・活性化に寄与しているか。（成果）

### 評価結果の概要

#### 必要性・妥当性

○バス交通や地域鉄道などの地域公共交通を取り巻く経営環境は厳しい状況にあるが、地方では公共交通の維持、利便性向上を求める声強い。

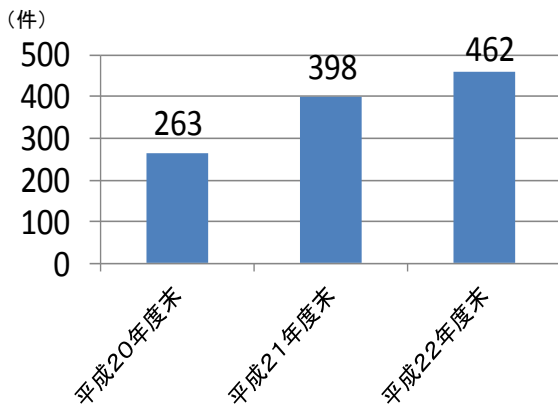
【地方圏における日々の移動を便利にするための方策】



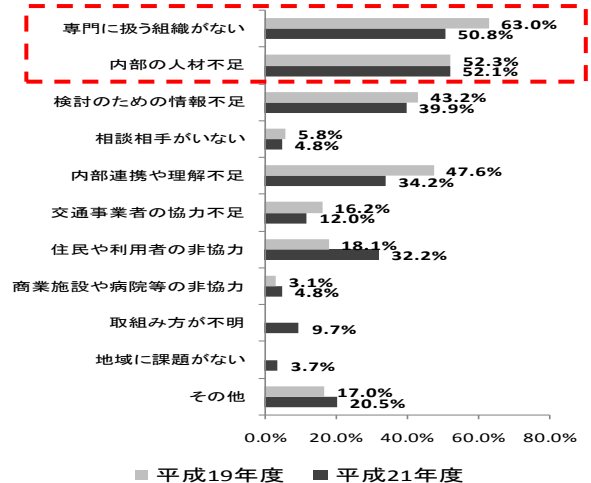
#### 業績

○地域公共交通総合連携計画の策定件数は進んでいるものの、連携計画策定にあたっての課題としては、市町村において、市町村の公共交通を担当する人材の不足、連携計画の策定方法等に係るノウハウ不足（取組みに対する目標・指標が未設定等）、といった点があげられる。

【地域公共交通総合連携計画策定件数】



【地域公共交通の活性化等への取組みの課題】



## 成果

○地方公共団体、交通事業者は、地域公共交通活性化・再生法に基づく協議会を立ち上げ、連携計画を策定し、当該計画に基づく事業を取組むことにより、職員や住民の意識に変化が見られ、当該地域の公共交通の確保・維持を主体的かつ積極的に考えるようになったと評価している。

○連携計画を策定し、地域公共交通の確保・維持に取り組んでいる事例を分析すると以下の傾向が見られる。

次のような取組みを行っている場合には、概して利用者からの評価が高い。

- ・利用者アンケート調査や住民の意見を聞くための会議を設置するなど住民ニーズの把握に取り組んだ
- ・住民の公共交通に対する意識向上を図り、利用促進に向けて住民の巻き込みを図った
- ・利用状況のフォローなどPDCAを実施
- ・利用者に使いやすい路線への見直しや競合する路線バスを廃止するなど、既存路線の再編を図った
- ・ICカードの導入など、利便性向上のための取組を一体的に実施
- ・商店会など他主体との連携を図った

(反対に、上記に該当しない事例や一時的な観光需要やイベント開催による誘客のみを目的とした事例は、利用者数が伸び悩んでいたりと、利用者からの評価は芳しくない。)



## 評価結果のまとめ

○地域公共交通の活性化及び再生に関する法律により、地域の関係者による協議会を設立し、当該地域の公共交通のあり方についての合意形成を図る枠組みを通じて、地域公共交通の確保・維持に係る様々な取組みが行われるようになったことを踏まえると、同法は引き続き必要。

### 主な課題

●今後さらにこのような取組みを広げていくとともに効果的な取組みを行っていくためには、①連携計画の策定プロセス、②連携計画の内容、③連携計画のフォローアップに係るノウハウの共有が必要。

### 今後の対応方針

●これまでの事業の分析を踏まえた地域公共交通に係る計画策定等のための「手引き」を作成し、これを地域に提供する。